○恵庭市スクールバス運行規程

昭和63年3月15日 教委訓令第1号

改正 平成9年3月27日教委訓令第1号 平成18年3月31日教委訓令第4号 平成28年12月8日教委訓令第5号

(目的)

第1条 この訓令は、恵庭市立学校(以下「学校」という。)に在籍する児童・生徒及びその 保護者等に対し、送迎等を目的とした車両(以下「スクールバス」という。)を運行するこ とに関し必要な事項を定めることにより、通学条件の整備及び教育の向上を図ることを目的 とする。

(運行の範囲)

- 第2条 スクールバスは、次の各号のいずれかに該当する場合運行するものとする。
 - (1) 学校への通学に利用する場合
 - (2) 学校教育に関する事業に参加する場合
 - (3) 社会教育に関する事業に参加する場合
 - (4) その他教育長が必要と認めた場合

(利用者の範囲)

- 第3条 前条第1号の場合においてスクールバスを利用できる者は、学校に在籍する児童・生 徒及びその保護者等であって、次に掲げる者とする。
 - (1) 交通手段のない遠距離地域に在住し、学校までの通学距離が4キロメートル以上の児童 及び6キロメートル以上の生徒
 - (2) 心身に障がいのある児童・生徒及びその保護者等
 - (3) その他教育長が必要と認める者

(利用の申込み)

第4条 スクールバスを利用する者は、スクールバス利用申請書(様式第1号。以下「申請書」 という。)を希望日の前月20日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、第 2条第1号に掲げる場合についてはこの限りでない。 2 スクールバスを利用する者で市外への運行を希望する者は、申請書に目的地までの運行経 路図を添付し提出するものとする。

(利用の決定)

第5条 教育委員会は申請書を受理した後、速やかにこれを審査し、利用の可否を決定し、その結果をスクールバス利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)により通知するものとする。

(利用の取消し)

- 第6条 第4条の規定による申請をした者が利用を取り消そうとするときは、速やかにその旨 を教育委員会に届け出なければならない。
- 2 教育委員会は、次の各号いずれかに該当するときは、許可書の通知結果によらず、利用を 取り消すことができる。
 - (1) 車両の故障等で運行に支障があるとき
 - (2) 災害等により運行が不能になったとき
 - (3) その他教育長が運行不能と判断したとき

(利用の制限)

第7条 市外運行については、道内の運行に限り認めるものとする。この場合において、教育 長が適当と認めるときは、宿泊を伴う利用ができるものとする。

(利用者名簿の提出)

- 第8条 学校長は、第3条各号に掲げる者がスクールバスを利用するときは、その者の名簿を 前年度末までにとりまとめ、教育委員会に提出しなければならない。
- 2 学校長は、前項の規定により提出した名簿に変更が生じた場合は、その都度、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(運行時間、経路及び停留所の決定、変更又は廃止)

第9条 教育委員会は、第3条各号に掲げる者が利用するスクールバスの運行時間、経路及び 停留所については、学校等との協議を踏まえて決定するものとする。これを変更又は廃止す る場合も同様とする。

(運行時間の臨時の変更及び取消し)

第10条 学校長は、第3条各号に掲げる者が利用するスクールバスの運行時間について、臨時の変更及び取消しが生じたときは速やかに教育委員会へ届出をし、承認を得なければならない。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月27日教委訓令第1号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教委訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月8日教委訓令第5号)

この訓令は、平成28年12月8日から施行する。